

令和5年7月4日開催

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

『「地域自治・住民自治、地域協議会、総合事務所」への提言』 . . . . . 1～13  
に対する市の見解等について

『「地域自治・住民自治、地域協議会、総合事務所」への提言』に対する市の見解等について

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし	
1 地域自治・住民自治のあり方への提言	<b>(1) 私たちの自治の出發</b>								
	1	<input type="checkbox"/> 都市内分権 ・四半世紀ほど前、地方分権という国が打ち出した大きな流れの中、合併前上越市は、「地方自治体としての自立」をテーマに、行政、議会いずれも上越市独自のまちづくりを模索していた。結果見えてきたのは、住民の身近な地域課題を住民自らが解決し、住民自らが特色あるまちづくりを行う「都市内分権」という方向性であった。その過程で、のちに「平成の大合併」と呼ばれる新たな激変が加わり、上越市は全国でも最多といわれる14市町村合併を行い、その中で新しいまちづくりを目指すことになった。	1	・市町村合併に当たり、本市では、地域の住民の意思が市政に反映される「市民本位の市政」と、地域の住民が自主的に支え合い、地域が自立していくことのできる「自主自立のまちづくり」を推進していくこととした。 ・具体的には、14市町村が合併し大きくなる本市において、議会や行政と地域住民との距離が遠くなるとの懸念に対応するため、市政に地域住民の意見が届くよう、また、地域の住民が身近な問題を身近なところで解決していくことができるよう、地域自治区を導入した。 ・以上のことから、提言内容に特段の異論はない。	-	-	-	-	
	2	<input type="checkbox"/> 地域自治区 ・「地域を主体とした地域自治、さらにはそこに住む住民を主体とした住民自治のあり方」を訴求し、全国でもあまり例を見ない自治の仕組みを選択した。それが都市内分権の表象たる「地域自治区」の設置である。平成17年の合併後、まずかつての13町村、所謂13区に地域自治区を設け、地域の課題解決のエンジンとなる地域協議会も発足させた。13町村が抱いていた合併への不安・不信を払しょくするため「この合併は吸収ではなく対等と考えている」とし、激変緩和の見地から地域自治区が導入されたという側面もある。その時点で地域自治区制度を暫定的と考えたか、恒久的と考えたかは曖昧であった。 ・地域自治区制の導入は国の示す仕組みであったが、それは上越市が打ち出した方向性、「住民の身近な地域課題を住民自らが解決し、住民自らが特色あるまちづくりをする」ことを可能にする制度になるであろうと判断したからに相違ない。それゆえに上越市は合併前上越市においても15の地域自治区を設け、合わせて28区、全市にこの制度を導入するに至る。	2	・提言内容のとおり。	-	-	-	-	
	3	<input type="checkbox"/> 上越市自治基本条例 ・大合併から3年後、平成20年に施行された上越市自治基本条例の第6章都市内分権に書かれている「市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする」及び前文の「私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要」という文言が、地域自治のあり方を端的に表しており、その精神は今でも色あせていない。	2	・提言内容のとおり。	-	-	-	-	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				内容
					実施中	検討中	完了	対応なし	
1 地域自治・住民自治のあり方への提言	<b>(2) 問題の表出</b>								
	4	<p>・しかし14市町村の合併というある種力業（ちからわざ）のスタートを切った事は、歪ももたらした。</p> <p>□未来ビジョンの欠如</p> <p>・それぞれ異なる歴史や風土に裏打ちされた14市町村がひとつになるには強力な未来ビジョンが必要である。新市建設計画が策定され、13区それぞれの地域計画も立てられる方向に向かったが、そこに描かれるあるべき姿は、財政見通しの誤りもあり、時の流れの中で次第にしぼむ。住民が自らのまちのあるべき姿を共有し、主体性を持ってその建設に取り組むという住民自治の機運は希薄となっていた。</p> <p>・大合併により、むしろ地域自治意識の涵養、あるいは尊重が欠落していったとしては言いすぎだろうか。地域自治区単位で、自主的に自分たちでものを考え、自分たちで解決でき、まちをつくっていきけるような仕組みになったのだろうか。地域経営を自立的に行うことができているだろうか。</p>	3	<p>・新市建設計画及び総合計画に基づき、地域づくりに取り組んできた。また、自治基本条例を制定し地域自治区を全市に設置し、市長からの諮問事項や地域の課題を解決するための自主的審議事項の協議を行う地域協議会を置くとともに、市民活動等への支援に取り組むなど、自治意識の涵養に努めてきたところであり、市町村合併により自治意識の涵養が欠落していたとは認識していない。</p> <p>・提言にある「地域自治区単位で、自主的に自分たちでものを考え、自分たちで解決でき、まちをつくっていきけるような仕組み」については、地域協議会と事務局がそれに当たる機能を担えるものと考えているが、地域の住民や団体との連携など、具体的な取組をさらに推進していく必要があると考える。</p>	-	-	-	-	
	5	<p>□主体とならなかった地域</p> <p>・地域自治は、主体者である住民が話し合い、決定し、自ら作り上げる仕組みにより実現する。ところが導入した地域自治区制度は、地域がその主体とはならず、上越市という行政が主体であり続けた。地域の主体性や自立を促すものではなく、行政ガバナンスの一端という位置づけに落とし込まれたのである。地域自治区制度は「地域の声を聞く」ための制度でしかなかった。これが最大の思惑違いであったと言えよう。地域自治の仕組みとして地域自治区を採用したものの、かえって地域が主体的に動くことができなかつた事は大きな問題であった。</p>	3	<p>・自治基本条例では、都市内分権を「市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映する仕組みを整え」て推進するものと規定し、地域自治区を置き、地域協議会を置くこととしている。</p> <p>・「市政運営に地域の意見を反映させる」という点から見ると、地域協議会は、市政に関する意見を述べる市長の附属機関であり、提言でいう行政ガバナンスの手法の一つであると捉えている。</p> <p>・一方、市民の主体的な取組については、自治基本条例では具体的な仕組みは規定せず、自治の基本原則として、情報共有、市民参画、協働、多様性尊重を掲げ、地域の住民が地域の団体や総合事務所等と日々かかわりながら実行していくものと整理した。</p> <p>・これまでの間、地域では、様々な団体が主体的な取組を行ってきたほか、地域協議会が地域の団体と連携して地域に必要な取組を提言したり、市と地域の団体との協働による取組を実施してきた。地域やテーマによって取組の状況は異なるものの、今後も多様な主体による地域づくりの取組の活性化を図っていく必要があると考えている。</p>	-	-	-	-	
<b>(3) 提言</b>									
	6	<p>・地域自治区制度が、その本来の目的「住民自らがまちづくりを考え実行していく地域自治・住民自治」を果たすために今見出すべき糸口は何か。以下提言する。</p>	4		-	-	-	-	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし	
1 地域自治・住民自治のあり方への提言	<b>(3) ①今一度上越市の自治体憲法「上越市自治基本条例」に立ち返る事</b>								
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市自治基本条例には自治のあり方や役割が明言されている。加えて「市民が身近な課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え」その仕組みが地域自治区であると規定されている。私たちはこの自治体憲法を根拠にして、地域自治区制を維持しながら運用する方法を再検討しなければならない。</li> <li>・その際大切な視点は、情報共有の原則、市民参画の原則、協働の原則、多様性尊重の原則という自治の基本原則であることは言を俟（ま）たない。</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言のとおりと認識している。</li> </ul>	○	○			<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政運営においては、自治基本条例に規定する自治の基本原則に則った上で各種の取組を実施している。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治区制度の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>
	<b>(3) ②地域自治・住民自治の実現へ抜本的にシステムのあり方を検討する事</b>								
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市自治基本条例にある「市民が身近な課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整える」という本来の目的を実現する為、抜本的にシステムのあり方を検討する。システムとは端的に言えば、権限、予算、執行のあり方である。</li> <li>・その要となるのは地域協議会であると考え。地域協議会については、「2.地域協議会のあり方への提言」で論ずる。</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言の内容と同様に、地域自治推進プロジェクトにおいて、地域の活動団体、地域協議会、総合事務所・まちづくりセンター、区域、地域の活動を活性化する予算などの在り方について、検討していく。</li> </ul>	○	○	一部実施		<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算、執行に関しては、地域課題の解決と地域の活性化に資する地域の実情に合った取組を実現するため、令和5年度から地域独自の予算の仕組みを導入した。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治区制度の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>	
<b>(3) ③それぞれの区の地域計画の策定を目指す事</b>									
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いま必要なことは、28区それぞれの歴史や伝統、その地域の特性を活かした持続可能なまちづくりであり、地域のあるべき姿の計画である。行政は、各々の地域協議会、町内会やその他の団体と協力し、地域の方向を共有する地域計画の策定を目指す事。</li> <li>・「2.地域協議会のあり方への提言」でも同様の提案を行っている。</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市では、自治基本条例の規定に基づいて市政運営の総合的な指針として総合計画を策定するとともに、各課等が所管する取組の目的に応じた各種計画を策定・運用しており、地域自治区ごとの計画を現段階では策定することは考えていない。</li> </ul>				○	<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市では、自治基本条例の規定に基づいて市政運営の総合的な指針として総合計画を策定するとともに、各課等が所管する取組の目的に応じた各種計画を策定・運用している。</li> <li>・なお、各地域協議会において地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考とするため、「地域活性化の方向性」を作成いただくよう、地域協議会へ依頼した。</li> <li>・各地域協議会においては、地域との意見交換やアンケート等によって地域の声を集約しながら順次作成している。</li> <li>※作成状況：12区（6/27現在）</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治に関する地区ごとの計画の策定については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、その必要性も含めて検討していく。</li> </ul>	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等			内容
					実施中	検討中	完了 対応なし	
1 地域自治・住民自治のあり方への提言	<b>(3) ④地域が参画する予算づくりを検討する事</b>							
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の要望を集め、地域で話し合っ「地域要望」とし、それに基づいて行政が予算提案、議会の議決を経て、行政が執行するという、地域も参画する地域予算づくりを検討する。</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の要望を地域内で話し合い、それを基に行政が予算提案等を行うとの提言について、予算編成の仕組みの一つと考えるが、市としては、単に要望をやり取りするといった関係性ではなく、地域と市がお互いの役割を踏まえた上で一緒になって話し合い、取組の企画を練り上げていくという、協働による予算づくりと執行が重要と考えている。</li> </ul>	○			<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の解決と地域の活性化に資する地域の実情に合った取組を実現するため、令和5年度から地域独自の予算の仕組みを導入した。</li> <li>・地域独自の予算では、地域の団体等と市が話し合い、一緒になって取組を練り上げることとし、話し合った結果として、実施主体を地域の団体又は市とした上で、予算案として議会の議決を経る仕組みとした。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域独自の予算に基づく取組の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じて運用の改善を行う。</li> </ul>
	<b>(3) ⑤自治区単位のあり方を検討する事</b>							
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所謂合併前上越市では、昭和の大合併時の町村単位に近い自治区設定を行った結果15区に分割された。その明確な理由付けが希薄である。</li> <li>・また所謂13区は平成16年までの町村単位に従ったものであるから不自然ではないが、自治区単位での主体性の維持が次第に困難となっている。</li> <li>・そうしたことから、果たして現在の自治区設定がこれからも相応しいものであるか、早急に検討する必要があると考える。</li> <li>・これから先も28区を維持していくなら、その明確な存在理由を明らかにすべきであるし、自治区の再編等を行うのであれば、大方の市民が納得するまで議論を尽くし実行されなくてはならない。</li> <li>・地政学観点から、地域自治区を中規模モデルにブロック化すべきという意見もあった。それぞれに支所を置き、権限と責任を持つ旧町村長並みの統治権能を持つ副市長を充て、地域経営を行う態勢を整え、中規模合併に近い機能を持った市政運営を担う体制に改善するという具体的な提案である。</li> <li>・市のガバナンスそのものに係る事であり、ここではそういう意見があったと記すに留める。</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の区域は、「地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域」を単位として設定した経緯がある。</li> <li>・人口減少等の社会経済情勢の変化に伴い、所期の役割を果たすことが困難となってきた場合には、区域の在り方を検討していく必要があると考える。</li> <li>・なお、地域自治推進プロジェクトでの検討の過程においては、提言にあるとおり、市民の納得が得られるよう議論をしていきたいと考えている。</li> </ul>	○			<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の区域は、地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域であり、合併前上越市の区域は、「日常生活の中で、課題や問題意識を相互に理解し共有することができる範囲」、「人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲」、「地縁団体等のまとまりや、具体的な活動等が行われている範囲」を基本として設定された経緯がある。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の在り方については、少子高齢化等による人口減少に伴い、地域自治区単位での主体性の維持が困難になっていくことも想定しながら、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし 予定	
2 地域協議会のあり方への提言	<b>(1) 地域協議会の設置目的と期待された役割</b>								
	12	<p>・平成17年1月上越市は14市町村による合併が行われた。合併特例法に基づく地域自治区制が旧13町村に導入され、法令により地域自治区には地域協議会と事務所が置かれた。</p> <p>・地域協議会は、地方分権による住民主体の地域自治の視点から、「地域のことは地域で決める」という自主自立のまちづくりを担うことが期待されていた。また合併により自治権を失う旧13町村（所謂現在の13区）にあっては、新市建設計画をチェックする仕組みとしても意義があった。</p> <p>・その後、平成21年10月に合併前上越市域にも地域自治区制が導入され、全市28地域自治区に地方自治法による地域協議会が設置された。</p> <p>・地域協議会には、市長の附属機関としての諮問への答申と自主的審議による意見書提出の役割があり、ともに市長に対し意見を言う権限が与えられている。地域協議会は、地域の課題について地域の諸団体と意見交換し、地域の在り方を示す計画づくりを進める、まさに自主自立のまちづくりを主導する役割が求められた。</p>	6	<p>・地域協議会は、上越市自治基本条例に規定する都市内分権を推進するため、「市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組み」として各地域自治区に設置しているものである。</p> <p>・提言にある「地域の在り方を示す計画づくり」については、自主的審議事項として協議を行うことは可能であるが、地域協議会の役割として、計画づくりを進めることを求める旨の説明は行っていない。</p>	-	-	-	-	
<b>(2) 問題点</b>									
	13	<p>・しかし合併後17年を振り返ると、地域協議会がその役割を十二分に発揮していたとは言い難い。市長への答申や自主審議事項の意見書がどれだけ市政に反映されたらどうか。地域の諸団体、即ち地元町内会組織、地域振興会、消防団等既存の住民活動団体、NPOと意思疎通し連携する点で十分だったろうか。自主自立のまちづくりの一翼を担う存在足りうるためには課題が多い。しかしそれらが各々の地域協議会の責任に帰するかといえそうではなく、地域協議会制度に対する行政の運用姿勢の問題であったと考える。</p> <p>□地域活動支援事業の運用</p> <p>・その象徴的な存在が、地域活動支援事業である。</p> <p>・地域活動支援事業は、自治の精神を鑑みて画期的であった。それまで行政職員が判断していた事業採択の可否を地域協議会委員が行い、しかも小規模団体でも申請を認めることによって、補助金申請のハードルを下げた事で柔軟性を増し、地域団体の活動の活性化に寄与した。</p> <p>・しかし現在の地方自治体における所謂二元代表制の下では、根本的に予算の編成権と執行権は行政にあり、審査・決定権は議会にある。地域活動支援事業の限られた予算にせよ、事業採択の可否を判断するという重い責任を地域協議会、その構成員である協議会委員に負わせることは制度的に無理があったといわざるを得ない。</p> <p>・裏返せば、地域協議会委員という市民に税金の使い方を審査させるやり方はある種の特権を与えることにもなりかねない。地域の自主性や独自性を重んじるため事実上各地域協議会で地域ルールを設けることを認めてきた結果、適切な運用がなされないことが散見される。</p> <p>・こうした運用の問題は、行政側がこれまで「地域活動支援事業は地域自治を図る試行的な試み」であるとし、統一的な指針はあったものの明確な見解を示さなかったことから生じた。そしてなんら改善が図られることなく今に至っている。これは大きな問題であると明確に指摘したい。</p> <p>・また地域活動支援事業の採択に関していえば、本来地域の課題解決に向けた事業提案を募集し、地域協議会委員間で議論を尽くし、課題の共有化が十分になされたうえで事業採択すべきであるのに、応募してきた諸団体の提案の妥当性を点数づけ決定する等に留まっている。結果それぞれの活動が総体的な地域の発展に結びつくなどの十分な効果が出ているとは言えない。</p> <p>・しかしこれは地域協議会の能力に帰するものではなく、提案された数多くの活動の審議だけでも年度初めから数ヶ月時間がとられ、自主的審議に取りかかれるのが年度半ばを過ぎてからという地域協議会もある現実を見れば、仕組みそのものに課題があるといわざるを得ない。</p>	7	<p>・地域協議会が自主的審議により一層注力できるよう、地域協議会にとって、審査に時間を要し、受け身の色が濃かった地域活動支援事業については、令和4年度末をもって終了し、令和4年度の審査についても、自ら審査することを希望した地域協議会以外は市が審査を実施した。</p> <p>・令和5年度から新たに導入した地域独自の予算については、地域協議会が自主的審議を一層活発に行い、その中で地域の各種団体とも連携しながら、市政に意見を述べたり、地域の団体を通じて必要な取組の実現を目指したりできるよう、地域協議会による審査は行わない仕組みとした。地域協議会や総合事務所等も地域の課題解決に一層主体的に取り組めるなど、地域活動支援事業とはまったく異なる制度とした。</p>	-	-	-	-	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等			
					実施中	検討中	完了	対応なし
2 地域協議会のあり方への提言	14	<p>□諮問答申及び自主的審議のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「諮問答申」と「自主的審議」を通して市長に意見を述べることは地域協議会の法的役割である。市長から諮問された内容が地域のあり方を大きく変化させると考えられる場合がある。地域協議会として適切な答申を行うためには、日ごろから地域協議会として地域の課題や目指すまちのあり方を話し合い、共有化されたビジョンを持っていく必要がある。そのために必要なのが、自主的審議である。</li> <li>・委員一人ひとりの視点の中に内在する問題意識が実は全区的な課題を示すものであると認識されるならば、地域協議会としてその課題を共有し、解決を図っていく。複数の課題が見いだされるのであれば、共有化したあと優先順位をつけ、自主的審議を行う。結果として、しかるべき意見書を行政にあげ、実現に向けて一歩踏み出していく。それが自主的審議である。</li> <li>・「私たちが目指すまちのあり方」を話し合い、ビジョンとして結実させる自主的審議がまず大切であり、その中で涵養される力を以て、市長からの個別の諮問に対して適切な答申を行っていく。この優先順位を間違ってしまうと、「住民の声を広く聞き、問題意識を共有し、ともに課題を解決していく」住民自治の原点を見誤る可能性がある。現実を振り返るに、この点はどうであったか。</li> <li>・また諮問のあり方そのものにも問題があるという指摘が委員からなされた。具体的に言えば、当該地域の公共施設の建設や廃止の是非について等である。所謂13区の地域協議会は、かつて合併時の新市建設計画に対するチェックを行っていた。その経緯や地域自治区設置に関する条例に定めがあることから、現在も施設の改廃に対し地域協議会によるチェックをすべきという考えがある。他方、施設の改廃に伴う条例改正や予算は市議会の審議に委ねられており、地域協議会の諮問事項としてはふさわしくないという考えもある。統一の見解には至っていないが、諮問のあり方という課題が存在することは指摘しておきたい。</li> </ul>	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域協議会として適切な答申を行うためには、（中略）共有化されたビジョンを持っていくことは必要ではない。」としている点については、地域協議会は、基本的には地域の住民が委員となり、日々の暮らしの中で感じたこと、まさに身近な地域の課題を議論するという、委員各自の思いや問題意識を基とした話し合いの場であることから、ビジョンを持つことが必須とまでは考えていない。</li> <li>・しかしながら、委員各自が地域の在り方に関して考えていることを出し合って共有することは、地域協議会の議論の円滑化・活発化につながるものと考え、地域活性化の方向性の設定を依頼したものである。</li> <li>・なお、「施設の改廃に伴う条例改正や予算は市議会の審議に委ねられており、地域協議会の諮問事項としてはふさわしくない」との指摘については、例えば、公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非やよし悪しを聴くものではなく、その施設の設置又は廃止に伴い、その区内の住民の生活にどのような影響があるかについて意見を聴き、その後の政策判断の参考とするものであることから、諮問事項として必要であるものと考えている。</li> </ul>	-	-	-	-
	15	<p>□地域協議会と市議会の役割の違いへの認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の下での附属機関である地域協議会と市の唯一の議決機関である市議会の役割の違いが明確に認識されていないという指摘がある。当初所謂13区で始まった地域協議会は、ある意味旧13町村が失ってしまった町議会、村議会の役割を果たすという認識があったことは否めない。地域活動支援事業の採択において「事業予算を議決する」スタイルがとられている事も、あたかも地域協議会は議決機関であるという思い込みを生み出したといえる。</li> <li>・まず上越市は、行政、議会に地域協議会を加えた三元代表制を採用していないことを確認したい。予算等を決定する議決機関は市議会だけである。</li> <li>・地域活動支援事業の全体的な予算は市議会が議決している。その予算が市の基準で各区に配分され、地域の活動に割り当てられる。その割り当てが地域協議会に委ねられているという事である。</li> <li>・個々の地域活動支援事業に対し市議会が審議できないという状態が長年続いたことも問題であったという指摘があった事も記す。</li> </ul>	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「上越市は、（中略）三元代表制を採用していないことを確認したい。予算等を決定する議決機関は市議会だけである」とあるのはそのとおりである。</li> <li>・なお、地域活動支援事業については、前述のとおり令和4年度末をもって終了し、令和5年度から導入した地域独自の予算事業については、通常予算と同様に、市議会の各所管委員会において審議いただくこととしている。</li> </ul>	-	-	-	-

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等			
					実施中	検討中	完了	対応なし
2 地域協議会のあり方への提言	16	<p>□地域協議会と住民の乖離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域協議会は、地域住民の声を広く聞いていない」「地域の課題を地域協議会委員だけでなく、より多くの住民に知ってもらうことができていない」との声がある。が、基本公募公選制のもとで選出された委員の声が地域住民の声そのものでもあるという点を無視してはならない。</li> <li>・ただそれだけでは地域の多数派の意見とは言い切れない。地域協議会は、地域住民との意識共有をさらに図る必要がある。もちろん多くの地域協議会や構成員である委員はその限界を埋めるために様々な活動を続け、自主自立の住民自治の要として地域住民の声を集約する不断の努力を欠かしていない。そうした取組みを各区の地域協議会で共有する普及活動など環流が重要だが、そうした事がどれだけ行われてきたか。</li> <li>・そもそも経験則に基づく改善以前に、「地域協議会とは何か」を広く市民に周知し理解を得るという手続きを経ないまま、地域協議会という制度を動かし、協議会委員の募集を行った行政のやり方に問題はなかったか。結果として地域協議会委員としての自覚を得ないまま協議会委員になった市民が存在したにせよ、それは委員の問題ではない、行政の構築したシステムの問題である。</li> <li>・地域協議会と住民の乖離を埋めるにはどこまでやればよいというものはない。合併から17年、今こそスタート地点に立ち戻り、地域自治区ごとに「住民の声を広く聞き、地域協議会の活動を知ってもらい、問題意識を共有し、ともに住民自治の課題を解決していく」という地域協議会の活動の原点を確認する必要がある。</li> <li>・地域協議会が「地域まちづくりの起点」であるためには、地域に入って多様な意見を吸い上げる機能を持たなくてはならない。諸団体や個人の意見を聴き、協議会の中で議論する過程が自主自立のまちづくりの土台となる。協働の要となるよう、住民の意見を聞く仕組みや実行部隊と話し合う仕組みも必要である。</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「「地域協議会とは何か」を広く市民に周知し理解を得る」といった点については、これまで地域協議会だよりの発行や市ホームページによる情報発信等の取組を通じて、制度の周知や理解の促進に取り組んでいる。</li> <li>・また、「住民の意見を聞く仕組みや実行部隊と話し合う仕組み」については、地域協議会によっては、地域の声を把握するために、出前で会議を開催したり、関係団体との意見交換を実施し、協議会全体の認識を高めることに取り組んでいる。</li> </ul>	-	-	-	-
	17	<p>□準公選制の弊害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会委員の選出に、公募公選制を採用したことは全国的に高い評価を受けたが、現実的には選挙が実施されたケースは少なく、形骸化していると言えなくもない。</li> <li>・準公選制の導入目的は、「地域のことは地域で話し合っ決めて」ために地域の代表者を選ぶことにあった。ただ住民自治が確立していない中での準公選制は市民に戸惑いと不安を与え、「選挙をしてまで」という状態が続いている。また準公選で選ばれた住民代表による地域協議会の決定は拘束力を持つ（「ゆるやかな拘束力」と言われてきた）ことから多くの自治体には導入されていない。</li> <li>・本来求めていた住民自治の原則が「地域住民が自分の地域のことを話し合い、自ら活動すること」にあるとするなら、準公選制による選任方法では「決定」重視となり、「実行」を伴う組織体制が構築されにくくなっている。</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募公選制は、意欲のある人が応募できること、そして、地域の代表性を帯びることを意図している。指摘のとおり、選挙はほとんど行われていないがその要因は様々であると認識している。</li> <li>・なお、地域協議会の役割は、地域自治区の設置に関する条例において、市長の附属機関として、諮問に対する答申及び、自らの発意に基づき自主的に審議した結果について、市に意見を述べることができるとされており、もとより「実行を伴う組織体制」を意図するものではない。</li> <li>・地域協議会の在り方については、提言の趣旨を踏まえながら、地域の団体、予算、総合事務所等の在り方等と併せて、地域自治推進プロジェクトの中で検討していく。</li> </ul>	-	-	-	-
	<b>(3) 提言</b>							
	18	・地域協議会のあり方について以下提言する。	11		-	-	-	-



項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし	
2 地域協議会のあり方への提言	<b>(3) ①地域協議会は存続、その権限を維持する事</b>								
	19	・ 現行の地域自治区制度の継続を前提に、地域協議会を存続させる。 ・ 「自主的審議による意見書提出」と「市長からの諮問への答申」の権限を維持する。	11	・ 地域自治区制度及び同制度の構成要素である地域協議会を継続するとともに、地域協議会が市に意見を述べる附属機関としての役割については、当面は現行どおり維持するものと考えている。	○	○			<b>【現在の取組等】</b> ・ 現行の地域自治区制度による地域協議会の設置及びその権限を維持し、令和6年4月の委員改選を実施する。  <b>【今後の対応】</b> ・ 地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。
	<b>(3) ②地域活動支援事業を廃止する事</b>								
	20	・ 地域活動支援事業の審議は本来の地域協議会の役割とは違うとともに、地域住民に責任を負わせる仕組みであることから、速やかに廃止する。 ・ 継続する場合、行政はこれまで表面化した問題点をしっかり分析するとともに、支援対象とする活動、採択基準などについて検討する事。	11	・ 地域活動支援事業の審査については、上越市地域自治区の設置に関する条例に掲げる「市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項」に該当するものと捉え、運用していた。 ・ なお、採択事業については、地域協議会による審査の結果を踏まえて市が決定するものであり、地域住民に責任を負わせるものではないとの認識であった。			○		<b>【現在の取組等】</b> ・ 地域活動支援事業は、地域の団体の活動に対する補助であり受け身の性格が強いこと、地域協議会から同事業の審査等の一連の作業に時間を要することで自主的審議に集中できないといった意見もあったことから、令和4年度末をもって廃止した。  <b>【今後の対応】</b> ・ なし
<b>(3) ③自主的審議を優先的に行う事</b>									
21	・ 地域協議会は、地域住民との意識共有を図り、地元の課題を集約し、自主的審議を進めて自治区のやるべき事業を示す意見書を市長に提出する。	12	・ 提言と同じ認識である。	○				<b>【現在の取組等】</b> ・ 令和4年度末をもって地域活動支援事業を廃止し、地域協議会が自主的審議により集中できる環境を整えた。  <b>【今後の対応】</b> ・ なし	
<b>(3) ④地元の課題を集約する仕組みをつくる事</b>									
22	・ 地域課題の解決や目指す地域のまちづくりに関し、地域協議会は地域に入って多様な意見を吸い上げる機能を持つ事。市民、町内会組織、住民組織、各種団体等、総合事務所及びまちづくりセンターと連携を図る仕組みを作り、地域まちづくりの協働の要とならなくてはならない。  ・ なお、他にも以下の提案があった事を併記する。 ○現在の「地域協議会」と「住民自治組織」を合体し、一定の運営資金を持つ各自治区「住民コミュニティ組織」へ移行させる。 ○現行の地域協議会制度は廃止し、新たに住民自治意識に根差した「(仮称)自前のまちづくり協議会」に改変する。 ○地域協議会を各地区にある「まちづくり振興会」に組み入れ、「まちづくり振興会」を地域振興の統括機関とする。	12	・ 地域協議会について、提言にある「地域課題の解決や目指す地域のまちづくりに関し、地域協議会は地域に入って多様な意見を吸い上げる」ことや「市民、町内会組織、住民組織、各種団体等、総合事務所及びまちづくりセンターと連携を図る」役割を有していると捉えている。それらの役割を効果的に発揮していくための仕組みを新たに設けるかどうかについては、地域自治推進プロジェクトの中で検討していく。	○	先行検討			<b>【現在の取組等】</b> ・ 各地域協議会では、自主的審議の過程において、地域の団体との意見交換や住民アンケート等により、地域の多様な意見を拾い上げて議論を進めている。 ・ 令和6年4月の委員改選に向けて、地域の多様な意見を把握し、議論に反映させる方策について先行検討する。  <b>【今後の対応】</b> ・ 地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし	
地域協議会のあり方への提言	<b>(3) ⑤それぞれの区の地域計画の策定を目指す事</b>								
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28区それぞれの歴史と伝統やその地域の特性を活かし維持発展させていく必要がある。地域協議会等にしかるべき権限を付与し、地域住民の声を聞いてそれぞれの区地域計画を作成できるようにする。</li> <li>・市は、地域計画の実現に向けた支援を行うが、その前提として地域協議会等の意見を聴く事。</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言では、地域協議会にしかるべき権限を与えて28区ごとの地域計画を策定するとあるが、市では、自治基本条例の規定に基づいて市政運営の総合的な指針として総合計画を策定するとともに、各課等が所管する取組の目的に応じた各種計画を策定・運用しており、地域自治区ごとの計画を現段階では策定することは考えていない。</li> </ul>			○	<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市では、自治基本条例の規定に基づいて市政運営の総合的な指針として総合計画を策定するとともに、各課等が所管する取組の目的に応じた各種計画を策定・運用している。</li> <li>・なお、各地域協議会において地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考とするため、「地域活性化の方向性」を作成いただくよう、地域協議会へ依頼した。</li> <li>・各地域協議会においては、地域との意見交換やアンケート等によって地域の声を集約しながら順次作成している。</li> <li>※作成状況：12区（6/27現在）</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治に関する地区ごとの計画の策定については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、その必要性も含めて検討していく。</li> </ul>	
	<b>(3) ⑥公募公選制による地域協議会委員の選出方法を検討する事</b>								
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募公選制を維持しつつ、「自薦・他薦制」の導入を検討する。</li> <li>・民意をまとめ、協議し、決定する組織をつくるためには、準公選制のあり方をさらに考える必要がある。</li> <li>・公募に際し、一般住民のみでなく住民組織、地域活動団体、町内会、PTAやNPOなどの自薦・他薦を条件とする選出方法を検討する。</li> <li>・委員候補者が定数を超えた場合の公選規定等（不足補充、任命権など）は変更しない。</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募公選制は、市民に広く門戸を開くことを前提としており、運用の中で各階各層に幅広く応募を呼びかけていくことが重要であると認識している。</li> </ul>			○	<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面は現行の制度を維持する。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>	
<b>(3) ⑦幅広い世代、女性の参画を図る事</b>									
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの当事者はあくまで地域の住民という視点からも、幅広く人材を得る必要がある。地域協議会委員は、地域や男女比、年齢等も考慮した多様性を保障した構成にするべきである。依って行政の責任において、委員の多様性を図る。</li> <li>・クォーター制の導入についても研究する事。</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募公選制は、市民に広く門戸を開くことを前提としており、運用の中で各階各層に幅広く応募を呼びかけていくことが重要であると認識している。</li> </ul>			○	先行検討	<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月の委員改選に向けて、地域の多様な意見を把握し、議論に反映させる方策について先行検討する。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>	
<b>(3) ⑧行政のサポートのあり方を明確化する事</b>									
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の自主性を重んじながら、それを支える行政のサポート体制を強化する。</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言のとおり認識している。</li> </ul>			○	○	<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事務所とまちづくりセンターが地域協議会の事務局として、会議の開催や研修の実施、意見交換の調整等の事務を担っている。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし	
2 地域協議会のあり方への提言	<b>(3) ⑨地域協議会委員のスキル向上を図る事</b>								
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会委員がその地域の代弁者であるためには、地域に入って常に声なき声を聞き、課題を見出し、理論構築し、議論を尽くせる能力をさらに身につけていただきたい。</li> <li>委員のスキル向上の為、講習や研修、視察などの機会を、予算付けも含み明確に担保する。また、会長を対象としたリーダー研修を行う事も求める。</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の公募公選制の下では、地域協議会としての意見は地域を代表する意見と捉えている。</li> <li>地域協議会の適切な運営に必要な研修は、検討していく。</li> </ul>	○				<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状では、地域協議会が地域の課題解決のための議論を行う上で必要な知識や情報を得たり、共通認識を持ったりするための研修の実施を可能としており、各地域協議会において自主的に研修が実施されている。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>
	<b>(3) ⑩地域協議会委員への費用弁償等のあり方を検討する事</b>								
	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会は自分たちのまちを自分たちでつくるための組織である。したがって報酬というかたちではなく、あくまでボランティアであることが望ましい。しかし現行の費用弁償は少なすぎるという声もある。</li> <li>費用弁償のあり方、交通費及び調査研究費等のあり方を検討する事。</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会は、住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動であるとの考え方に基づき、委員に報酬を支給しないこととしている。</li> <li>費用弁償については、会議等の出席に伴う移動に係る経費として定額を一律で支給している。</li> </ul>	○				<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用弁償については、会議等の出席に伴う移動に係る経費として定額を一律で支給している。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究費等の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</li> </ul>
<b>(3) ⑪議会との協働を図る事</b>									
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市的的案件については市議会が責任をもって審議するが、市民や地域の声をしっかり受け止めることが重要である。その為地域協議会が自主的審議をした意見書は市議会も受け取れる仕組みとする。</li> <li>また地域協議会が自主的審議で全市的的案件を審議した場合は、議会へ意見要望書を提出できる仕組みとする。</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会は市長の附属機関であり、市長と市議会との関係性（二元代表制の下で相互に独立）の観点から、地域協議会から市議会に対して直接意見や要望を行うことは考えていない。</li> </ul>				○	<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状では、市議会からの要請を受け、諮問に対して附帯意見のついた答申や意見書、これに対する市からの通知等については、市から市議会へ情報提供している。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	
<b>(3) ⑫複数の自治区に跨る市政運営のあり方を検討する事</b>									
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市の地域自治・住民自治が目指しているものは、地域の自主自立であり、主体者である住民や地域による「地域主権（住民主体）」のまちづくりである。</li> <li>だが人口減少が進む中、公共施設の配置、学校経営など、人口の少ない区では厳しい状況になってきているところがあり、いかに地域を維持していくかが喫緊の課題となってきた。区を超えた一定のエリアによる市政運営の在り方の検討をしなければならぬ。</li> <li>28ある地域自治区を地政学的にまとめる所謂ブロック化を検討するべきであるという意見があったことを記す。</li> </ul>	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の区域は、「地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域」を単位として設定した経緯がある。</li> <li>人口減少等の社会経済情勢の変化に伴い、所期の役割を果たすことが困難となってきた場合には、区域の在り方を検討していく必要があると考える。</li> </ul>				○	<p><b>【現在の取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市的な公共施設の適正配置を計画的に進めるとともに、教育委員会が所管する小中学校に関しては、児童生徒の望ましい学習環境の確保のため、区域を越えた統合の議論が進んできている。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区域の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していくこととしており、その際には、市政運営の在り方にも留意する。</li> </ul>	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし	
3 総合事務所のあり方への提言	<b>(1) 総合事務所の課題</b>								
	31	<p>・総合事務所は所謂13区だけに設置されている。大合併の前年にあたる平成16年、合併特例法に基づき「地域自治区の設置に関する協議書」が結ばれた。そこでは「市長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理するため」旧13町村の区域に地域自治区を設置する事が合意された。</p> <p>・これは旧町村での自立的な自治権を合併後も維持する事をある程度許容するという当時の為政者の意志に基づくものであり、13区の住民としてもこれまでの権益を保持したいという意識の反映でもあった。</p> <p>・13の地域自治区に設置された総合事務所は、自治基本条例に規定されている「事務所」と住民サービス機能を持つ「行政事務所」（所謂「支所・出張所」）の権能を併せ持つ機関として「総合」をあたまたつけ総合事務所と称した。現在に至るまで13区の「地域自治の拠点」として位置づけられている。</p> <p>・平成20年4月からは地方自治法および上越市自治基本条例、上越市地域自治区の設置に関する条例に則り、合併前上越市域にも15区の自治区がつけられ、それぞれに「地域協議会」と「事務所」とが設置されることになった。しかし15区には「地域協議会」は設置されたが、「事務所」が設置されることはなかった。合併前上越市域にはすでに南（高田）及び北（直江津）出張所が設置されており、新たな支所機能を必要としていなかったこと、また地域自治区に置く「事務所」を、地域協議会の「事務局」と位置づけ、北部、中部、南部の三つのまちづくりセンターで賄えると行政側が判断したことによる。</p>	15	<p>・地域協議会と同様に、都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区に設置する事務所は、市長から事務の分掌を受けて事務を行うものである。具体的には、所管区域内の地域協議会の運営に関する事務や地域振興に関する事務を担うものであり、まちづくりセンターがこうした役割に特化する一方、総合事務所については、各種行政サービスに関する事務も行っている。</p>	-	-	-	-	
	32	<p>・では地域自治・住民自治の視点からの総合事務所の存在理由は何か。</p> <p>・自治基本条例に規定されている「事務所」の役割は、地域協議会の事務局のみの存在ではなく、地域自治・住民自治の「行政側の最前線」としての存在に位置付けられている。地域、住民の声を聞き、地域協議会のサポートをするとともに、地域とともに地域計画（ビジョン）を実現していく役割を担っている。今後は、地域も参画する地域予算づくりについても地域とともに考えていくことになるだろう。</p> <p>・その役割を果たすには、現在の総合事務所は、機能、権能、能力いずれも弱いと言わざるを得ない。総合事務所長が判断を下せる範囲も狭い。市民にとっては課題解決のスピードを感じにくいともいわれている。地元出身の職員が少なくなり、地域住民が親しみをもち出入りできる事務所となっていないなどの指摘もなされる場所である。</p> <p>・13区では総合事務所の存在により合併に伴う不安が緩和されてきたのは事実であるが、総合事務所は、より機能、権能、能力を高める事が求められている。</p>	16	<p>・「事務所」の役割は前述のとおりであり、提言にある「地域とともに地域計画（ビジョン）を実現していく役割を担っている」とは考えていない。したがって、その役割を果たすことを目的として、総合事務所の機能、権能、能力を高める必要があるものとは認識していない。</p> <p>・市民にとって課題解決のスピードを感じにくい、地域住民が親しみをもち出入りできる事務所となっていないといった指摘については真摯に受け止め、適切かつ効果的な対応について引き続き検討していく。</p>	-	-	-	-	
<b>(2) 提言</b>									
	33	<p>・以上課題を指摘したうえで、住民自治を支え住民要望を具現化する責任を果たす総合事務所となるためにどうすべきか、以下提言する。</p>	16		-	-	-	-	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし 予定	内容
3 総合事務所のあり方への提言	<b>(2) ①13区の総合事務所の機能集約及び機能分担を図る事 (3つの基幹事務所への機能集約)</b>								
	34	<p>・13区の総合事務所のあり方を、行政サービスの充実と事務所機能の充実、ふたつの観点で再検討し、機能集約及び機能分担を明確にする。</p> <p>(3つの基幹事務所への機能集約)</p> <p>・13区において、柿崎区、浦川原区、板倉区の総合事務所を基幹事務所とし、現在分散している機能のうち、3つの基幹事務所に集めることで行政サービスがより充実かつスピードアップできるものを機能集約する。</p> <p>・3つの基幹事務所を、それぞれ頸北基幹事務所・東頸基幹事務所・頸南基幹事務所と呼称する。</p> <p>・ただ災害対策の強化と市民の安心を主目的に行われた産業建設グループの集約は、むしろ地域住民の不安を高めているとの声がある。産業建設グループの集約も含め、真に市民サービスに結びつく集約とは何か、検証かつ検討しなくてはならない。</p>	16	<p>・今後、人口減少等の社会経済情勢の変化に応じて、適切な在り方を検討する必要があると認識している。</p>	○				<p>【現在の取組等】</p> <p>・なし</p> <p>【今後の対応】</p> <p>・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</p>
	<b>(2) ②13区の総合事務所の機能集約及び機能分担を図る事 (13区の地域事務所及び支所の維持)</b>								
35	<p>(13区の地域事務所及び支所の維持)</p> <p>・13区の市民は遍く身近なところで行政サービスを提供してくれる総合事務所であることを望んでいる。</p> <p>・総合事務所という名称は、上越市自治基本条例で都市内分権を進める機関として明記されている地域事務所の役割と、行政の支所（出張所）を併せ持つ事から名付けられている。</p> <p>・したがって上記のように機能集約を行ったにしても、各区に「地域事務所」を残し、地域事務所プラス支所（出張所）という機能を分担し持ち続けることがふさわしい。</p>	17	<p>・今後、人口減少等の社会経済情勢の変化に応じて、適切な在り方を検討する必要があると認識している。</p>	○				<p>【現在の取組等】</p> <p>・なし</p> <p>【今後の対応】</p> <p>・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</p>	
<b>(2) ③すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する事 (総合事務所の2つの権能への理解と充実を図る)</b>									
36	<p>・自治基本条例にある市民と行政がともに政策決定する協働の理念を達成出来るよう、総合事務所の権能を強化し、今以上に市民に信頼される仕組みとする。</p> <p>・これから先各区で地域計画が策定され独自予算が組まれるとして、それは地域協議会を核とした住民自治組織だけの力ではなかなか難しい。行政スキルを持つ総合事務所の力がどうしても必要になる。すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する検討を行わなくてはならない。</p> <p>(総合事務所の2つの権能への理解と充実を図る)</p> <p>・総合事務所には、「地域自治・住民自治の行政側の最前線」と「住民サービスの拠点」という二つの権能がある。その権能のあり方を、行政内、総合事務所内、さらには地域住民に理解してもらえよう努めなくてはならない。その上でそれぞれの充実をめざす。</p>	17	<p>・協働の理念を実現するためには、例えば、それぞれの活動が円滑に進められるよう、団体同士をつないだり、資金面での支援を行うなど、様々な手法が考えられる。</p> <p>・地域独自の予算もこうした手法の一つであり、地域の団体が総合事務所等と協議しながら、地域課題の解決等に向けた様々な取組を実施する仕組みの確立・運用を通じて、双方のスキルを高めながら協働の促進を図っていく。</p>	○	○	一部実施		<p>【現在の取組等】</p> <p>・地域独自の予算については、地域課題の解決と地域の活性化に資する地域の実情に合った取組を実現するための取組を提案いただくものであり、地域計画がなければ予算編成できないものではない。</p> <p>【今後の対応】</p> <p>・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</p>	

項目	NO	提言の内容	頁	提言に対する見解	取組状況等				
					実施中	検討中	完了	対応なし	
3 総合事務所のあり方への提言	<b>(2) ④すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する事（総合事務所長の権能強化）</b>								
	37	(総合事務所長の権能強化) ・総合事務所長の権能を強化する事。 ・地域の方向性を定め、独自の地域計画及び独自予算を立てて自主自立を図る事を前提に考えると、地域協議会での集約を経たうえでの立案化、予算建、執行を行うにあたって、現在の総合事務所長の権能を大幅に強化する必要がある。 ・地域、住民、自治組織、地域協議会等の声を聞き、行政側の最前線としての確な判断とスピード感のある対応が求められ、それに必要な権能を付与する。	18	・総合事務所長には、所管区域内の地域振興や地域協議会の運営などの権限を分掌しているほか、地域独自の予算に基づく取組について予算要求できるなど、一定の権限を有していると考えている。 ・また、地域独自の予算は、独自の地域計画に基づき、地域協議会で集約して立案化、予算化、執行する仕組みではなく、地域の団体や地域協議会と総合事務所等と一緒に話合い、企画、実行する仕組みとして令和5年度予算から取り組んでいる。現時点で、地域独自の予算を運用するために所長の権能を大幅に強化する必要性は特に感じていない。	○	○			【現在の取組等】 ・地域独自の予算では、地域の団体等からの提案のほか、総合事務所とまちづくりセンターによる立案も可能であるとともに、木田庁舎各課と同様、地域自治区内の取組を総合事務所として予算要求できる仕組みとしている。  【今後の対応】 ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。
	<b>(2) ⑤すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する事（職員体制の最適化・職員能力の向上）</b>								
38	(職員体制の最適化・職員能力の向上) ・今以上に地域に寄り添い、住民に信頼される職員を育み、能力を高めていく事が組織最適化につながる。 ・適正な職員の数を確保するとともに、様々な住民組織を繋ぐ要としての役割を図すため、職員が区の実情を熟知できるノウハウの確立、ファシリテーション力や計画策定・予算化する力などさまざまなスキルの向上が求められる。	18	・提言の内容と同様に考える。	○	○			【現在の取組等】 ・第4次定員管理計画に基づき、必要な職員数を計画的に確保している。 ・地域自治に係る職員研修や担当者会議の実施により必要な知識を習得するとともに、地域独自の予算を活用した様々な取組に関して、地域の団体と総合事務所等の職員が一緒になって企画から実践まで取り組むことを通じて、双方の企画力や実行力の向上につながるよう取り組んでいる。  【今後の取組】 ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 ・令和5年2月に作成した「上越市人事改革の方針」において、目指す方向性の一つに「地域を知り市民と共に考え行動する職員」を掲げ、職員研修等による人材育成等を進めていくこととしている。具体的な取組として、能力開発研修の拡充や公務外での地域活動の推奨等を実施していく。	
<b>(2) ⑥すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する事（自治の担い手の育成）</b>									
39	(自治の担い手の育成) ・総合事務所は、十分な予算と体制を用意し、地域協議会や住民組織等を育成、支援し、持続可能な地域をつくるための人材を育てていく事。 ・行政の押しつけでなく自主自立のまちづくりのため、地域の課題を知り、自ら考え、自ら実行する力を持ち、行政と調整する能力を発揮できる人材を、自治区内外問わず発掘し育成していくのは、総合事務所の重要な役割と考える。	18	・提言の内容と同様に考える。	○	○			【現在の取組等】 ・地域自治に係る職員研修や担当者会議の実施により必要な知識を習得するとともに、地域独自の予算を活用した様々な取組に関して、地域の団体と総合事務所等の職員が一緒になって企画から実践まで取り組むことを通じて、双方の企画力や実行力の向上につながるよう取り組んでいる。  【今後の取組】 ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。	